

資産税担当で縦覧・閲覧・交付する書類一覧

資料の名称	縦覧、閲覧、交付の種類		開始時期・期間	申請者の制限 (注1)	対象年限	手数料 (注2)
	種類	根拠				
土地価格等縦覧帳簿	縦覧	地方税法 第416条	法416条第3項に基づき 公示した期間、場所	あり	公示した年度分	徴収しない
家屋価格等縦覧帳簿	縦覧	地方税法 第416条	法416条第3項に基づき 公示した期間、場所	あり	公示した年度分	徴収しない
固定資産課税台帳						
土地(補充)課税台帳	閲覧	地方税法 第382条の2	毎年度4月1日から 年間	あり	現年度分～ 過去5年度分	1回につき300円
家屋(補充)課税台帳	閲覧	地方税法 第382条の2	毎年度4月1日から 年間	あり	現年度分～ 過去5年度分	1回につき300円
償却資産課税台帳	閲覧	地方税法 第382条の2	毎年度4月1日から 年間	あり	現年度分～ 過去5年度分	1回につき300円
土地名寄帳	交付	島田市手数料条例 第2条	年間	あり	過去6年度分～ 過去20年度分	1名義人(所有者)につ き300円
家屋名寄帳	交付	島田市手数料条例 第2条	年間	あり	過去6年度分～ 過去20年度分	1名義人(所有者)につ き300円
旧土地台帳附属地図副図	交付	島田市手数料条例 第2条	毎年度4月1日から 年間	なし	交付に供する 年度分	1枚につき300円
土地台帳	閲覧	島田市手数料条例 第2条	毎年度6月1日から 年間	なし	閲覧に供する 年度分	1回につき300円 *土地家屋調査士が島 田市発注の公共事業の 調査のために閲覧する 場合は免除
土地登記申請書	閲覧	—	年間	あり	保管されている 全ての年度分	徴収しない
土地宝典図	閲覧	—	年間	なし	年度管理なし	徴収しない
路線価図等	閲覧	—	年間	なし	現年度及び 過去5年度分	徴収しない
地籍図	交付	島田市手数料条例 第2条	毎年度4月1日から 年間	なし	交付に供する 年度分	1枚につき300円
家屋見取図	閲覧	—	毎年度4月1日から 年間	あり	保管されている 全ての年度分	徴収しない

(注1) 「あり」の場合は、島田市固定資産縦覧等取扱要綱第5条を参照してください。

(注2) 手数料の免除については、島田市手数料条例第5条に準じます。